

石川県保健所新型コロナウイルス感染症対策事務労働者派遣業務仕様書

1 業務名称

石川県保健所新型コロナウイルス感染症対策事務労働者派遣業務

2 勤務場所

- ①南加賀保健所（小松市園町又 48 番地）
- ②石川中央保健所（白山市馬場 2 丁目 7 番地）

3 派遣受入期間

令和 4 年 9 月 1 日（木）から令和 4 年 11 月 30 日（水）まで

4 派遣人数

6 名（南加賀保健所 3 名、石川中央保健所 3 名）

※感染者数の増減等により業務量が変化した場合は、派遣元事業主（以下「派遣元」という。）と協議の上、派遣人数を変更することがある（各保健所最大 10 名程度）。

5 勤務時間及び休憩時間

（1）勤務時間、休憩時間

① 勤務時間

ア. 午前 9 時から午後 5 時 45 分まで（2 名）

イ. 午前 10 時から午後 6 時 45 分まで（1 名）

② 休憩時間：午後 0 時から午後 1 時まで（60 分）

③ 実労働時間：7 時間 45 分／日

（2）その他

石川県（以下「県」という。）は、派遣元と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内において、時間外労働を命ずることができるものとする。なお、派遣料金の支払の対象となるのは県が命じた時間外労働に限る。

6 勤務日

毎日（土日祝日を含む。）

7 従事業務の内容

派遣労働者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき派遣先である県の指揮監督のもと、石川県保健所新型コロナウイルス感染症対策事務（以下「新型コロナ対策事務」という。）を行う。

・新型コロナ対策事務

- ①感染者への電話等による聞き取り
- ②感染者情報のデータ入力、集計、リスト作成（HER-SYS等）
- ③感染者データ作成及び処理
- ④各種通知文作成及び発送
- ⑤その他上記に付随する業務

8 派遣労働者の要件

本業務を円滑に遂行するため、派遣労働者は、下記（１）～（４）の全ての要件を満たす者とする。

- （１） 日本語による業務遂行に支障がない者
- （２） 公務の一端を担う立場として必要なマナー、待遇等の知識・能力を身につけている者
- （３） Word、Excel 等を使用した業務の経験を１年以上有している者
- （４） 機密保持義務及び個人情報保護義務に関して理解している者

9 「賞与、手当等」等の費用負担

項目	派遣元	県	備考
賞与・手当等	○		
通勤手当	○		
退職金	○		
社会保険料	○		
労働保険料	○		
健康診断	○		
研修	一般的な研修等 (待遇・情報管理等)	新型コロナ対策事務、 システム等に関する 研修	派遣労働者は、新たに派遣された者に対し、業務に関する基本的事項や事務処理の流れ等について助言し、業務の円滑な処理に努める。

10 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合で、県からの要請があった時は、派遣元は責任を持って代替人員を確保するものとする。

なお、この代替人員の確保に要する経費については、派遣元が負担するものとする。

11 派遣労働者の交替

（１） 県からの交替要求

業務遂行上、支障が認められる場合又は期待する水準の能力を有しないと認められる場合、県はその派遣労働者の交替を要求できるものとする。なお、この場合の経費負担は派遣元のものとする。

（２） 派遣元の都合等による交替

当該契約期間中は同一の労働者を派遣するものとする。やむを得ず、派遣労働者を交替させる場合は、その旨を事前に県に通知するとともに、後任の派遣労働者に対する事務の引継ぎを十分に行い、以後の業務に支障がないよう、措置を講ずるものとする。

なお、この場合の経費負担は派遣元のものとする。

12 責任者の設置

契約締結後、県及び派遣元は、それぞれ責任者を決定し、通知するものとする。

13 安全及び衛生管理

県及び派遣元は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の趣旨に基づき、派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保に努めるものとする。

1 4 社会保険及び労働保険加入の通知

派遣元は、社会保険及び労働保険に加入の必要がある派遣労働者を派遣する場合には、派遣労働者の同保険への加入状況を県に通知するものとする。

1 5 個人情報保護

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、業務上知り得た個人情報の取扱いについて、契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 派遣元は、派遣労働者及び派遣元の従業員に対し、前項の義務を周知し、これを遵守させる責任を負うものとする。
- (3) 派遣元は、派遣労働者に対し、個人情報漏えい防止に関する研修等を実施するものとする。

1 6 機密保持

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、業務上知り得た情報及び秘密（以下「機密」という）を、契約期間中はもとより契約終了後も他人に漏えいしてはならない。
- (2) 派遣元は、派遣労働者及び派遣元の従業員に対し、県の機密保持に関する研修等を行い、前項の義務を遵守させなければならない。

1 7 損害賠償

派遣元は、契約の履行に伴い派遣元の責に帰する理由又は派遣労働者の故意若しくは重大な過失により生じた損害（第三者に与えた損害を含む。）は、派遣元が、負担するものとする。

1 8 その他

(1) 名札の着用

派遣労働者は、勤務中は名札を着用すること。なお、名札は、派遣元において準備すること。

(2) 機器、備品及び消耗品等の利用

派遣労働者が利用するパソコン等の機器、机、椅子等の備品及び消耗品など業務上必要なものは、県において準備する。